

厚生労働大臣の定める掲示事項

★入院基本料について

【急性期一般入院料1】

日中は入院患者の数が7人に対して1人以上、夜間は12人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また、日中は入院患者の数が25人に対して1人以上、夜間は入院患者数が100人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

★入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院は、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

★入院食事療養について

当院は、入院食事療養（I）の届出を行っております。医師、看護師、管理栄養士が連携し、個別の栄養計画を立て、入院中の栄養を管理します。また、食事を適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しています。

※1食につき定額（標準負担額）の料金を徴収します。経腸栄養・ミルク食でも食事代は徴収いたします。なお、ミルク食の場合、1日に3回以上の場合でも3食分までの費用となります。

★診療明細書発行体制について

- ・外来患者においては、自動精算機において、ご自身で発行の有無が選択ができます。
- ・入院患者においては、ご希望の方は③番支払窓口へお声がけください。

※入院患者でお支払いのない方で明細書の必要な場合は、③番支払窓口へお声がけください。

★基本診療／特掲診療料に係わる届出について

当院の施設基準、特掲診療料に係わる届出については、別掲の「施設基準」をご覧ください。

★保険外負担について

当院では、診断書料、分娩料、個室使用料等については、別掲の料金表で実費のご負担をお願いしております。

★厚生労働大臣の定める評価療養と選定医療について

【初診に係わる費用】

初診の際に紹介状をお持ちでない方から、選定療養費をご負担いただいております。

【再診に係わる費用】

入院・外来担当医が他の医療機関への逆紹介を申し出たにも関わらず、引き続き当院を受診される場合、選定療養費をご負担いただいております。

【治験に係わる費用】

当院では治験を実施しております。治験の種類によってご負担金額が変わりますので、ご希望の方は担当医師やCRC（臨床研究コーディネーター）へお問い合わせください。

【先進医療について】

当院では先進医療を実施しております。詳しくは「先進医療について（[病院概要](#) | [国立成育医療研究センター\(ncchd.go.jp\)](#)）をご参照ください。